

母子健康手帳と小児保健

琉球大学理事・副学長
外間 登美子

わが国の母子健康手帳は、歴史的には妊婦手帳（昭和16年）、母子手帳（昭和22年）として配布されていたもので、昭和41年以降は母子保健法に基づいて「母子健康手帳」として各都道府県より交付されるようになった（さらにその後の母子保健法の改正により、母子手帳は市町村で交付されるようになった。沖縄県の現行の母子手帳は親子健康手帳として親しまれている）。母子健康手帳は妊娠初期から新生児期、乳幼児期、学童期を経て18歳までの一貫した母子の健康記録であり、これまで母子健康管理に役立てられ、小児保健の向上に大きく貢献してきた。母子保健情報は乳幼児健診や小児科診療の場では必須のものである。昭和40年代に研修先の大学病院で私が最初に手にした母子手帳は頁数もそう多くはなかった。その後、内容も充実し、健康診査の記録が中学3年生までに頁が増え、体位測定（身長、体重）の記録は20歳までに延長した。近年は予防接種の種類が増え、その頁数も大幅に増えた。沖縄県の母子健康手帳は、日本復帰前の昭和60年代に導入されており、交付が市町村に委譲された時期に、沖縄県小児保健協会が一括して印刷するようになった。

30年前、琉球大学で私が担当していた「小児保健学」の講義で各自の母子手帳を参照するように求めたところ、受講生全員が母子健康手帳を持参した。母子健康手帳が各家庭で大切に保管されていたことに新鮮な驚きを感じた。母子健康手帳は母子の健康記録と母子保健情報の二部から構成されている。前半は妊娠から出産と子どもの健康の記録であり、保護者や保健担当者により（妊産婦、出生時、新生児、乳幼児期、学童期の体位測定値の記録、予防接種の記録が）記入される。後半は母子の健康を守り、それを推進するために必要な情報（食生活や事故防止）およびメッセージが収載されている。例えば、離乳の進め方の目安では、注釈欄に乳児ボツリヌス症や乳児貧血の予防に関するメッセージが記載されている。小児保健の情報源として関連機関のホームページも記載されている。

私たちが20年前に沖縄県で実施した母親の調査によると、3か月児の母親は育児に関する項目（育児のしおり、予防接種、歯の生える時期と名称、赤ちゃんの応急手当て、中毒110番）を比較的良く読んでいた。10か月児の母親は予防接種欄をよく読んでいた。10か月児の母親は「児の発達について」記入率が高く、乳児の発達が母親の最大の関心事であった。有用性の評価では「予防接種」が高く、具体的な情報源としてよく活用されているようであった。保護者欄の記入状況は児の発達と罹患歴がよく記入されていた。ほとんどの母親が、母子健康手帳は保健医療従事者とのコミュニケーションに役立つと回答していたが、保健サービス提供者にとっても母子保健情報は母子とのコミュニケーションを促進するものである。

母子手帳の最も優れた点は、母子と複数の保健専門家によるコミュニケーションループを完成させることができることである。このように小児保健分野のIEC（Information, education, communication）活動の面からも母子手帳の有用性は高く評価される。日本の母子健康手帳は、JICAの事業を通して海外でも30カ国以上で各国版が作成され、活用されているようである。

我が国の小児保健における母子健康手帳のこれまで果たしてきた役割は大きく、ICT（Information Communication, Technology）時代の今日でも最も有効な母子と複数の関連保健専門職間のコミュニケーションツールである。近年はICT活用の取り組みも試みられている。今後、沖縄県の母子健康手帳に期待したいことは、母子保健の課題（低出生体重児、事故予防等）解決に向けたメッセージの収載とICTを活用した展開である。